

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

令和4年福島県沖地震に伴う基準報酬月額
の定時決定の取扱いに係る特例措置について

本組合の事業運営については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和4年3月に発生しました福島県沖を震源とする地震（以下「令和4年福島県沖地震」といいます。）で被災された方々につきましては、衷心よりお見舞い申し上げるとともに、被災地の復興にご尽力されている事業主様に深謝いたします。

さて、本組合の基準報酬月額につきましては、健康保険法及び厚生年金保険法に準じた取扱いとされているところです。

今般、日本年金機構において令和4年福島県沖地震の復興業務等に従事したため、適用事業所に使用される被保険者の報酬が一時的に変動したことにより、同年4月、5月及び6月の3か月間の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、標準報酬月額を特例的に算定（以下「特例保険者算定」といいます。）することとなりました。

本組合におきましても日本年金機構の取扱いに準ずることとして、下記のとおり特例保険者算定を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

記

1 特例保険者算定の内容

令和4年度の定時決定において、令和4年福島県沖地震の影響により4月から6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、次の「(1)」と「(2)」の間に基準報酬月額の等級区分で2等級以上の差が生じ、8月までに1等級以内に減少した場合には、次の「(2)」の方法で算定することができることとしました。

- (1) 令和4年4月から6月までの3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した基準報酬月額
- (2) 令和3年7月から令和4年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した基準報酬月額

2 特例保険者算定の要件

次の「(1)」から「(3)」のいずれにも該当するときは、業種や職種、事業所の所在地にかかわらず対象となります。

- (1) 令和4年4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した基準報酬月額と、令和3年7月から令和4年6月までの間に受けた報酬の月平均額（報酬の支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。）から算出した基準報酬月額の間で2等級以上の差を生じたこと。
- (2) 「(1)」の差が令和4年福島県沖地震の復興業務等に従事したことにより生じたこと。
- (3) 令和4年8月までに給与支払額が、従前支払額の水準（※）まで減少していること。

※「従前支払額の水準」とは、残業手当等の減少により給与支払額が減少した月の報酬額と、年間平均の報酬額との差が、基準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

3 特例保険者算定の手続き

(1) 届出に当たっては、「基準報酬月額算定基礎届」(以下「算定基礎届」といいます。)を使用してください。

なお、対象者がいる場合については、算定基礎届を再提出してください。

(2) 対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。

(3) 届出に当たっては、次の書類を提出してください。

ア 令和4年福島県沖地震の影響により一時的年間報酬の平均で算定することの申立書(別添1)

イ 保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(別添2)

- ・年金事務所に提出するものの写しを提出してください。
- ・本組合の記号番号を付記してください。

ウ 報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳

4 留意事項

令和4年4月から6月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金変動が起こり、従前の基準報酬月額等級と比較して2等級以上の差が生じた結果、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、特例保険者算定を行うことができません。

※ご不明な点がございましたら、管轄の組合事務所までお問い合わせください。

関東事務所 加入課 TEL 03-5210-4383

関西事務所 事務課 TEL 06-6941-6515